

# 一般社団法人レーザセンシング学会規程

## 個人情報保護規程

令和7（2025）年5月1日 制定

### （目 的）

第1条 本規程は、一般社団法人レーザセンシング学会（以下、「本会」という）が事業を行うために取り扱う個人情報の保護に関する事項を定める。

### （収 集）

第2条 本会が行う個人情報の収集は、本会の定款に定められた事業の遂行に必要な場合に限るものとし、収集の際にはその目的を明示したうえで本人の同意に基づく提供であることを原則とする。

### （利 用）

第3条 本会が収集した個人情報の利用は、目的を達成するために必要な範囲に限定する。ただし、法令に基づき開示および提供を求められた際には、これに応じる場合がある。

### （管 理）

第4条 本会は、収集した個人情報の漏洩、滅失、改ざん等を防ぐため、必要かつ適切な安全管理措置を講じる。本会が業務の外部委託にあたり個人情報を提供する場合、委託先にも適切な管理を行うよう監督・教育を行う。また会員は、会員名簿等に含まれる個人情報を外部に流出させないよう心掛けるものとする。

### （開示及び訂正等）

第5条 本会は、情報の提供者がその個人情報の開示、訂正などを求めた際には本人からの申し出であることを確認のうえ遅滞なくこれに応じる。また本会は、保存している個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう務める。

### 附 則

1 この規程は、令和7（2025）年5月1日より施行する。